

令和5～7年度

新港の森

植栽維持管理

委託業務

射水市 作道 地内

# 入札における留意点

1. 本業務の委託期間は、令和5年度から令和7年度の3ヵ年とする。
2. 本設計書は、単年度の委託内容としている。
3. 入札価格は、単年度の委託内容で見積りした額とする。
4. 契約価格は、3年度分の総額とする。

# 委託数量総括表

1 / 1

新港の森 植栽維持管理委託業務

工事区分 (レベル1) 工種 (レベル2) 種別 (レベル3) 細別 (レベル4)	規 格	単 位	数量 (当初)	摘 要
委託費				
植物維持管理工				
芝生管理工	対象面積 60,610	m <sup>2</sup>		
芝刈工				
機械施工 (リールモア等)		m <sup>2</sup>	118,800	
機械除草Ⅱ・集草		m <sup>2</sup>	92,700	
施肥工				
人力施工		m <sup>2</sup>	34,800	1回
薬剤散布工				
動力噴霧器		m <sup>2</sup>	121,200	2回
エアレーション工		m <sup>2</sup>	0	状況に応じ 実施
目土散布工		m <sup>2</sup>	0	状況に応じ 実施
廃棄物処理工				
運搬費				
積込み運搬		式	1	
直接委託費		式	1	
共通仮設費		式	1	
純委託費		式	1	
現場管理費		式	1	
委託原価		式	1	
一般管理費		式	1	
資材費		式	1	
廃棄物処理費		式	1	
消費税相当額		式	1	
委託費		式	1	













令和5～7年度 一般廃棄物処理費 内訳表

植栽維持管理委託業務

【新港の森】

◆ 廃棄物処理費(運搬費+積卸費)

種目	低木剪定台数①		芝生台数②		運搬回数計 ①+②=③	1回当運搬費 単価(円)④	運搬費計(円) ③×④=⑤	積卸費計⑥ ③×積卸単価	運搬費+積卸費 ⑤+⑥
	委託分	直営分	委託分	直営分					
2tダンプトラック		18		18	18				
計									

運搬距離各公園～新湊市片久々江処理場)

公園名	運搬距離(Km)
新港の森	4.5 tousho

◆ 1回当たりサイクルタイム(min)計算

$Cm = (\beta L + \alpha) \times E$	
Cm: サイクルタイム(min) .....	27.7
$\beta$ : 運搬状況による係数 .....	5
L: 運搬距離(Km) .....	4.5
$\alpha$ : 積込等その他の作業係数(min) .....	18
E: 作業効率 .....	0.7
T-1: 2tダンプ時間当り運転費 .....	
T-2: 4tダンプ時間当り運転費 .....	
	一位代価表7号

・廃棄物1回当たり運搬費

2tダンプトラック.....

4tダンプトラック.....

$Cm \times T-1 / 60 =$

$Cm \times T-2 / 60 =$

円

円

◆ 廃棄物人力積卸費

・廃棄物1回当たり積卸単価

2tダンプトラック.....

4tダンプトラック.....

$(Cm + \alpha) / 60 \times$  普通作業員単価 / 8h =

$(Cm + \alpha) / 60 \times$  普通作業員単価 / 8h =

円

円

◆ 一般廃棄物処理料金

・廃棄物数量(t) 委託分

(H30年度からR4年度実績による)

17.4 t

計

17.4 t

・廃棄物処理料金

北陸ポートサービス(株)

円/t × 廃棄物数量(t) =

円

# 植栽維持管理委託業務 特記仕様書

## 第1章 総則

### 1. 総則

- ①この仕様書は、県民公園新港の森の植栽維持管理委託業務に適用するものとする。
- ②受託者は、この仕様書に定める仕様に従い作業を施行するとともに、監督員が特に指示する作業を行うものとする。
- ③ただし、設計書等に示す施工規模や品質は、管理結果としての品質確保において標準的に示すものである。受託金額の範囲内で、植物としての現場状況等に応じた適切な管理を行うものとする。
- ④また、業務の遂行にあたっては、環境保全志向を念頭に、化学製剤品の使用を極力抑えるよう配慮し、来園者への影響にも配慮するものとする。
- ⑤この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈及び委託業務の細目については監督員の指示による。

### 2. 作業計画

- ①受託者は**年間計画書を作成**し、監督員の承認を得ること。
- ②各作業前に現地調査の上、監督員又は公園管理事務所職員（以下、職員という）に状況報告と作業の段取りを連絡する。また**各月末に翌月分の作業計画表を作成**し、監督員の承認を得ること。
- ③特に施行時期を逸すると効果の期待できない作業については、監督員と事前に協議し作業の進行をはかる。
- ④作業の種類規模の大きさ等により、必要な場合は当該作業に先立ち見本となる作業を行い監督員の承認を得ること。
- ⑤現地の状況などにより作業位置あるいは方法を変更する場合は、監督員と協議するものとする。この他に設計図書に示された以外の作業が必要な場合は、その都度監督員と協議するものとする。
- ⑥使用する**薬剤や肥料等は事前に書類**で監督員の承認を得ること。
- ⑦薬剤や肥料等を散布する場合はあらかじめ単位数量当りの散布計画をたて、**年間作業計画書で明示**すること。

### 3. 資材管理等

- ①支給を受けた材料は、適正な管理のもとに保管し監督員の指示により使用すること。
- ②発生する植物残さについては、いわゆる緑のリサイクルとして堆肥化するものとする。

#### 4. 現場管理

- ①作業の実施にあたっては公園内であることを十分理解して作業を行い、特に公園利用者に対する安全及び応接には十分配慮して作業を行なうこと。
- ②作業中は作業員同士の連絡を頻繁に行い、作業員の安全に配慮し、適正な作業を行うよう努めること。
- ③各作業にあたっては周辺を通行する利用者の迷惑や危険とならぬよう、事前に作業中を表す看板を適宜配置すること。
- ④特に薬剤散布においては作業終了後においても、散布薬剤の衣類等への影響がないと認められる時期まで看板を設置しておくこと。
- ⑤作業中に利用者等が現場近くに接近した場合は丁寧な言葉で連絡し、適切な誘導を行うなど、危険を避けるよう努めるものとする。
- ⑥公園利用者及び付近住民関係官公署と交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかに監督員に報告し、その指示に従い作業を行うこと。
- ⑦作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行すること。万一、これを損傷した場合は監督員等に報告すると共に、受託者の負担で原状に復すること。
- ⑧作業用の機械器具等は各作業に適するものを使用すること。ただし、監督員が不相当と認めた場合は取替を指示することがある。
- ⑨労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、全ての作業員を対象に、現場に即した安全教育・訓練等を毎月1回（半日）以上の頻度で実施すること。
- ⑩受託者は人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を構ずるとともに、被害の内容等について直ちに監督員・職員に報告し指示を受けること。

#### 5. 業務報告

- ①受託者は各作業が完了次第すみやかに**業務実施記録写真等**を整理して監督員に提出し、段階確認を受けること。
- ②委託期間中**4～9月の間は毎月2回、10～3月の間は毎月1回、芝生または樹木の状態を観察**し、今後の対応策案等を併記した報告書を提出すること。
- ③委託業務完了後はすみやかに安全・訓練の実施記録、実施工程表、発生残さ処理計量表、施工前、施工中、施工後の写真等の関係書類を添えて、完了報告 **すること。**
- ④受託者は監督員から業務実施記録写真の撮影を指示されたときは、実施状況写真を撮影整理し、監督員の確認をうけること。
- ⑤監督員は必要に応じて業務の実施状況に関する資料の提出を求め、検査することができる。
- ⑥園内に異常を発見した際には応急処置をするとともに、すみやかに監督員又は職員に報告する。

## 6. その他

- ①状況に応じて作業内容の変更が必要な場合、資材の変更が必要な場合等は、協議書により監督員と協議する。
- ②この仕様書に定めのないこと、または疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

## 第2章 園地維持管理基準

### 7. 一般事項

- ①作業の施工にあたっては対象植物の特性や活力及び環境条件、また当該作業の目的や当該作業が対象植物に与える影響等を充分勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって作業を行うように努めること。
- ②各作業は作業計画によると同時に天候、植物の育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう監督員と協議のうえ実施すること。
- ③維持管理作業は対象植物の成育状況に鑑み、各作業を行うに適した時期に行うことを原則とするが、事前に施設利用との調整を図ること。

### 8. 芝生管理

#### ①芝刈り

機械刈りは芝生専用のリールモアもしくはロータリーモア等を使用し、刈高については監督員と協議する。機械刈りで処理できない細かい部分は肩掛け式草刈機等を用いて施工する。

固定の施設以外のネット類等は受託者で一時移動してその部分を施工する。グラウンドの舗装部分との境界線等は肩掛け式等で揃え、委託期間中に1回は鎌などの器具で進入芝の除去を行うこと。

#### ②施肥

対象区域を適宜分割し杭などで目印を仮設したうえで、所定量を均一に散布すること。芝生の施肥については芝刈り直前に行わず、また施肥後に植物が肥料やけを起こさないよう散布時期・天候に注意する。

#### ③エアレーション

現場に応じた機械を選び、特に降雨後などで地盤が軟らかくなっている場合は、避ける。発生土砂は、速やかに取り除くこと。

#### ④目土散布

目土材料は事前にサンプルを提出し、監督員の承認を得ること。

材料の一時置場は監督員又は現地職員の指示によることとし、作業後は置場の清掃を行うこと。

作業に当たっては不陸の有無を確認し、状況に応じて散布方法を監督員と協議すること。散布後はスチールマットで敷きならし、石等の異物を除去すること。

### 9. 薬剤散布関連

- ①薬剤の使用に際しては関係法令、並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守すること。
- ②散布する際には、なによりも公園利用者、散布者等の安全に十分配慮して作業を進めること。具体的には、公園利用者が散布付近に認められる時（風下に公園利用者がいるときも同様）は、直ちに作業を一時中止する等の処置をとること。
- ③状況に応じた薬剤を所定の散布量・濃度に正確に希釈混合し、特に単位面積当たりの

所定の溶液散布量を遵守すること。必要に応じて展着材、土壌浸透材等の補助剤を加用すること。なお特に指定のない補助剤は受託者の負担とする。

④降雨予定を調査し、少なくとも半日以上は降雨の恐れのないことを確認したうえで散布を行うこと。作業途中での天候急変についてはただちに作業を中断し、監督員の指示に従うこと。また、散布に際しては風が少なく天候の不順でない日を選び、特に真夏に行う場合は出来るだけ日中を避けること。

⑤対象区域を適宜分割し、杭などで目印を仮設したうえで所定量を均一に散布すること。このため事前に散布計画書を提出し、監督員の承認を得ること。

⑥散布は動力噴霧機を用い、周囲の対象物以外のものにかからぬよう注意して散布すること。

### 第3章 委託期間等

#### 1. 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3ヶ年

#### 2. 委託金額

毎年度の委託金額は、同一額とする。

但し、現場条件等で委託内容に変更があった場合は、年度ごとに委託金額の変更を行うものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### 1 基本的事項

受注者は、業務を処理するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### 2 取得の制限

受注者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 3 秘密の保持

受注者は、業務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示があるときを除き、業務を処理するために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 5 安全確保の措置

受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 従事者への周知及び監督

(1) 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

(2) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### 7 複写又は複製の禁止

受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

### 8 資料等の返還及び廃棄

(1) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（契約解除を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。



(2) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記（1）の規定により発注者に返還するものを除く。）を業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 9 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は、随時、実地に調査することができる。

#### 10 指示

発注者は、受注者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

#### 11 事故報告

受注者は、本条各項の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

#### 12 損害のために生じた経費の負担

業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

#### 13 名称等の公表

発注者は、受注者が本条各項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の（1）から（5）までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3項の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4項の規定に違反し目的外の利用又は提供したとき。
- (3) 第5項の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1) から (3) までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1) から (4) までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

# 新港の森 施工予定時期及び資材

工種	地域	材 料 名	施工時期												施工回数	対象面積	施工面積	単位当り使用量	必要数量	製品規格	製品量	参考	散布方法・備考
			4	5	6	7	8	9	10	11	12~2	3											
芝刈り	広場以外													3									
	広場 クラン			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3									
施肥	広場以外	ジアンジミアミド												0									
	広場 クラン	亜リン酸入り化成肥料 50g/m <sup>2</sup>	1											1									
除草剤	広場以外	アロキサミド水和剤												1									
	広場 クラン	0.4mL/m <sup>2</sup>		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
除草剤	広場以外	オキサジノン系												1									
	広場 クラン	0.125g/m <sup>2</sup>												1									
殺菌剤	広場以外	ベンダロン												0									
	広場 クラン	0.5g/m <sup>2</sup>												1									
展着剤	広場以外	非イオン系エステル型												2									
	広場 クラン	0.2mL/m <sup>2</sup>												2									

この部分の数量は施工数量表による

芝生管理 施工数量表

位置	野球場		広場		広場以外	
	リールモア	ハンドガイド+肩掛け	リールモア	ハンドガイド+肩掛け	リールモア	ハンドガイド+肩掛け
A-1						503
A-3			757	189		
A-4~10					833	2,143
野球場	6,702	744				
A-11						614
A-12						1,288
A-13						931
A-14						501
A-16			1,577	394		
A-17						498
A-18						268
A-19			550	139		
A-20						129
A-21			2,820	705		
A-22						94
A-23						438
A-24						92
A-25						93
A-26						93
A-27						589
A-28						
A-29			3,570	894		73
A-30						499
A-32						5
A-33						365
A-34						4
A-36						321
A-37			525	132		30
A-40						70
B-1						480
B-2						400
B-3						650
B-4-1						660
B-4-2				268		230
B-5						155
B-6						200
B-7			2,395	401		
B-8						120
B-9						115
B-10						159
B-11			3,975	1,655		225
B-12						662
B-13						541

位置	野球場		広場		広場以外	
	リールモア	ハンドガイド+肩掛け	リールモア	ハンドガイド+肩掛け	リールモア	ハンドガイド+肩掛け
B-14			1,515	250		340
B-15						280
B-16			1,395	294		122
B-17						275
B-18~23					1,965	3,667
B-24						408
B-25						639
B-26			493	595		
B-27						876
B-28						594
B-29			560	262		
B-30						286
C-2						156
C-3						73
C-4			1,053	67		
C-5						195
C-6						110
C-8						273
C-9						135
C-10						16
C-11						232
C-12						21
	野球場		広場		広場以外	
	リールモア	ハンドガイド+肩掛け	リールモア	ハンドガイド+肩掛け	リールモア	ハンドガイド+肩掛け
合計面積	6,702	744	21,185	6,245	2,798	22,936
7回刈り	46,914	5,208				
3回刈り			63,555	18,735	8,394	68,808

射水市の第三貯留池築造のため減R4~

単位：㎡

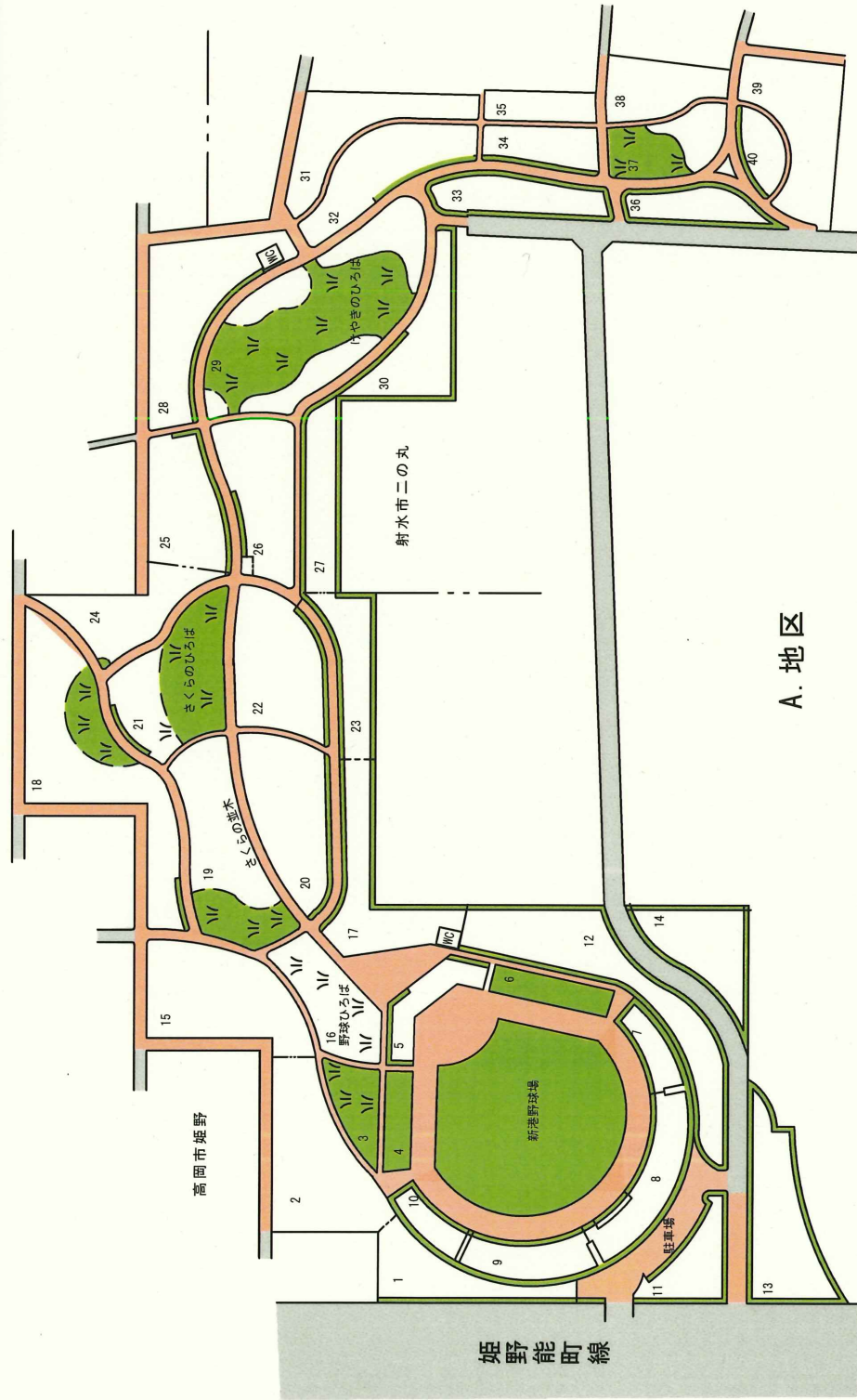
60,610
52,122
159,492

							合計	
リールモア	46,914		63,555		8,394		118,863	211,614
ハンドガイド+肩掛け		5,208		18,735		68,808	92,751	
施肥	6,702	744	21,185	6,245			34,876	
除草剤散布(秋)	6,702	744	21,185	6,245	2,798	22,936	60,610	
除草剤散布(春)	6,702	744	21,185	6,245	2,798	22,936	60,610	
殺菌剤(春)	6,702	744	21,185	6,245			34,876	

# 新港の森平面図 A. 地区

# 新港の森 植物維持管理図 (1/2)

凡例  芝生管理



A. 地区

# 新港の森 平面図 B・C 地区

## 新港の森 植栽維持管理図 (2/2)

凡例  芝生管理

